

京都市立芸術大学自己点検・評価委員会規程

(令和8年8月4日学長決定)

(設置)

第1条 京都市立芸術大学学則第2条第3項の規定により、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）に次条の事項を審議するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、京都市立芸術大学内部質保証体制に関する規程第4条第1項から第3項に掲げる教育研究等の内部質保証のための手続きとして、次に掲げる事項を審議し、または実施する。

- (1) 学校教育法第109条第1項に定める点検及び評価に関し必要な事項
- (2) 学校教育法第109条第2項に定める評価に関し必要な事項
- (3) 地方独立行政法人法第78条の2に定める評価に関し必要な事項
- (4) その他全学的な点検・評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、自己点検・評価を担当する副学長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号の者をもって充てる。

- (1) 学部・研究科自己点検・評価委員会から選出された者
学部・研究科とは次のとおり。

美術学部、美術研究科、音楽学部、音楽研究科。

- (2) 全学委員会等の自己点検評価担当から選出された者
全学委員会等とは次のとおり。

日本伝統音楽研究センター、キャリアデザインセンター、全学人事組織委員会、全学教務委員会、全学入学試験委員会、全学国際交流委員会、全学学生委員会、芸術資源研究センター運営委員会、附属図書館運営委員会、芸術資料館運営委員会、ギャラリー@KCUA運営委員会、教員支援（FD）委員会、キャンパス・ハラスメ

ント防止対策委員会。

(3) オブザーバー

自己点検・評価を担当する理事

(4) その他

自己点検・評価を担当する副学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、その職にある期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要であると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、本学における自己点検・評価を継続的に実施するため、必要であると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、認証評価に係るポートフォリオ案作成及び自己点検評価項目の選定など第2条各号に関する事務、第2条各号に掲げる事項を委員会で審議するための資料作成等を実施する。

3 部会の構成員は、第3条第4項各号に掲げる委員のうちから、委員長が指名する。

4 部会には部会長を置く。

5 部会長は、部会員の中から互選により選出し、委員長が任命する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和8年8月4日から施行する。